

平成十七年法律第九十六号

出入国管理及び難民認定法第二条第五号の旅券を所持する外国人の上陸申請の特例に関する法律

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に該当する旅券を所持する外国人（同条第一号に規定する外国人をいい、同条第二号に規定する乗員を除く。）であつて、観光その他の目的で本邦に短期間滞在しようとする者のうち政令で定めるものが本邦に上陸しようとする場合においては、同法第六条第一項本文の規定にかかわらず、その旅券には、日本国領事官等（同法第二条第四号に規定する日本国領事官等をいう。）の査証を要しない。

附 則
この法律は、一千九百五十五年日本国際博覧会の終了の日の翌日から施行する。

附 則（令和五年六月一六日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略
- 二 第一条（入管法第十九条の五及び第十九条の十一の改正規定を除く。）並びに附則第三条、第二十六条及び第二十九条の規定、附則第三十一条中自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）附則第十六条の改正規定並びに附則第三十二条から第三十四条まで及び第三十七条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日